

★認定調査員のための情報通信★あなたの力になりたいくて…

あかべえ通信 2013.10.10発行 Aizuwakamatsu city

みなさん、こんにちは！9月30日の研修会には多くの皆様にご参加いただきありがとうございました！アンケートも読ませていただきました！時間が短く丁寧な説明ができなかったと反省しておりますが、みなさんが模擬審査会を通して想像以上に特記事項の記載内容について再確認いただけたようで感激しております！また、先輩方には資料のフォントが小さくご不便おかけしました。次回の資料は気を付けて作成いたします。寒暖の差があって体調を崩してしまう方も多いようです。(私もですが…)みなさまご自愛くださいませ。

◎3回目の内容は…「実際の特記事項から記載例を考える。【第3回】1-11つめ切り」

今回は、「つめ切り」の項目について再確認してみましょう。つめ切りは「能力」の項目ではないことはお分かりだと思いますが…手足のつめを誰が切っているのか？という点のみの確認で終わっていませんか？「介助の方法」の項目は特に、研修会でみなさまに体験していただいた通り、特記事項に介助の手間を記載することで審査員に介助の量を伝えることができます。今回のあかべえ通信では、**特記事項に記載していないと介助の手間が正確に伝わらず、選択肢も違ってしまう事例**を紹介します。

Q あなたなら、どう判断しますか？

(1) 介助されていない を選択？

自分で切っている。爪が伸びると家族に「つめ切りをくんつえ」と言い、問題なく切っているとのこと。

① 状況の捉え方

定義をしっかり押さえている方は、すでに気がつかれていることでしょう。
この特記事項には、つめ切りを自分で要求し、家族につめ切りの準備を求めている様子が記載されています。
ここで、定義を確認すると、「つめ切りを準備する」「切ったつめを捨てる」等を含むと説明があります。単純に「自分で爪を切っている」という内容だけでは見えてこない、介助の手間が発生していることに気がつきます。
忘れがちですが、つめ切りの準備等はつめ切りの項目では、介助の手間に該当します。

2-11 定義の確認→裏面

A 選択は「(2)一部介助」

【特記事項記載例】

爪が伸びると自分で家族に「つめ切りをくんつえ」と訴えて、家族につめ切りを準備してもらって自分で切り、後始末も家族にしてもらっている。

(特記事項にしっかり状況が記載されていることで正しく判断することができます。)

裏面に続く →

定義の再確認！

1-1-1 つめ切り（介助の方法）

テキストP.60～P.62

【調査項目の定義】

「つめ切り」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「つめ切り」とは、「つめ切り」の一連の行為のことで、「つめ切りを準備する」「切ったつめを捨てる」等を含む。

Point！

つめ切りの項目は、「つめを切れるか」という能力の問いではなく、「つめを切る為にどのような介助が必要なのか」という介助の方法の項目です。

意外につめ切りの準備や切った爪を捨てること自体、調査時に聞き漏れるところかもしれません。

自分でつめ切りしている方にこそ「つめ切りはどこにありますか？」「誰が準備しますか？」と具体的に聞き取りしてみてください。

発行元：会津若松市役所高齢福祉課介護保険給付グループ 担当：木下&梅津

TEL0242-39-1242 FAX0242-39-1431

会津若松市役所 HP <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

⇒介護保険⇒要介護認定⇒認定調査員のための情報通信

